

第80号 平成27年11月27日発行

衛生検査所業

規約の遵守で 正常な商慣習を

公正取引協ニュース

編集・発行

衛生検査所業
公正取引協議会

東京都千代田区紀尾井町3番27号
剛堂会館ビル3階

TEL&FAX (03) 3263-2440

規約遵守で、厚生労働省が事務連絡

厚生労働省は、9月7日付けの事務連絡で各都道府県・保健所設置市・特別区の衛生検査所業務担当者へ「衛生検査所業における公正競争規約の完全遵守に関する活動について」情報提供を行った。同事務連絡は、規約遵守活動を各都道府県へ周知願いたい、との当協議会からの依頼に応え発出されたもので、衛生検査所業における公正競争規約の完全遵守に向けた取り組みを一層強化して参りたい。

当協議会では、所管である消費者庁、公正取引委員会だけでなく、衛生検査所を所管する厚生労働省にも公正競争規約に関する活動状況等について平成25年12月以降、逐次、報告を行ってきた。

今年に入り、国公立病院等の入札条件として臨床検査委託仕様書の中に「検査業務に要する検査容器などの資材は、受注者側である衛生検査所の負担とする」との条項が明記されているものもあり、この条件は景品類の無償提供を禁止している規約に違反することになるので、厚生労働省として何らかの対応を願えないか、と要請を行ってきた。当初は、同省の担当者からは応札時に衛生検査所から規約違反となるので、検査に係る医療機器類は無償提供できない旨、話すべきではないか、との回答であった。しかし、規約遵守活動が改善指導から違反措置に切り替わり、また、9月1日に3年ぶりとなる定期違反調査を実施し、同遵守活動が新たな局面を迎えたところから厚生労働省医政局地域医療計画課医療関連サービス室名で右の事務連絡が発出された。

同事務連絡を踏まえ、公正競争規約の完全遵守に向け、業界として更に取り組みを強化して参りたい。

事務連絡
平成27年9月7日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生検査所業務担当部(局) 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療関連サービス室

衛生検査所業における公正競争規約の完全遵守に関する活動について(情報提供)

日頃から、衛生検査所の指導監督に御尽力をいただき誠にありがとうございます。

今般、衛生検査所業の業界団体である衛生検査所業公正取引協議会から、別添のとおり、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年5月15日法律第134号)第11条第1項の規定に基づく公正競争規約の完全遵守に関する活動についての周知依頼がありましたので、情報提供します。

当該規約においては、衛生検査所が医療機関に対して、真空採血管をはじめとする採取用具類、検査機器等を無償提供すること等が禁止されておりますので、改めて御了知願います。

公正競争規約完全遵守に向けた研修会

－ 各地区協議会で開催 －

当協議会では、本年5月に開催した通常総会以降、公正競争規約違反が疑われる案件に対して改善指導から違反措置に切り替えるとともに、9月には定期違反調査となる「公正競争規約の遵守状況調査」を3年ぶりに実施したことを踏まえ、現在、各地区協議会単位で公正競争規約完全遵守に向けた研修会を開催している。同研修会は、各地区協議会の調査委員及び営業担当者を対象として実施しており①公正競争規約の法的立ち位置②規約違反措置基準改正案及び改正規約遵守状況調査マニュアル③主な規約遵守活動④医療機関等及び会員からの質問とその対応、等について説明を行った。

特に、本年5月までは真空採血管の無償提供禁止に的を絞って規約遵守活動を展開してきたが、通常総会以降は、真空採血管だけでなく規約で定められている全ての景品類の提供を禁止する「規約完全遵守」活動となっていることを周知することも開催目的の一つであり、会員間で温度差が生じないように徹底の要請がされた。



近畿地区協議会研修会（近畿事務局会議室にて）

また、時間に余裕があった地区協議会においては、公正競争規約の他に独占禁止法の概要と不公正な取引方法の一つである不当廉売について説明を加えた。

－ 各地区協議会研修会開催報告・日程 －

地区協名	日時	会場	参加人数
北海道	10月20日(火) 12:30～13:30	ライフオート札幌	24人
東北	11月13日(金) 13:30～14:20	八戸シーガルビューホテル	45人
関東	10月23日(金) 15:00～16:30	剛堂会館1階 (東京・埼玉・神奈川・千葉・茨城・栃木・群馬)	93人
甲信越	10月22日(木) 13:30～15:00	ホテルメトロポリタン長野 (山梨・長野・新潟)	25人
北陸	10月29日(木) 12:30～14:30	ホテル日航金沢	9人
中部	12月3日(木) 15:00～16:00	安保ホール	18人 (予定)
近畿	10月13日(火) 14:30～15:30	近畿支部事務局会議室	20人
中国	11月15日(日) 13:00～14:30	ANAクラウンプラザホテル岡山	24人
四国	11月10日(火) 13:30～14:30	高松テルサ	20人
九州	10月15日(木) 15:00～16:00	博多都ホテル	13人

9月度運営委員会 開催報告

運営委員会（久川芳三委員長）が9月25日、日本衛生検査所協会会議室で開催された。当日の議題及び審議は次の通り。

(1) 定期違反（規約遵守状況）調査中間報告では、事務局より9月24日までに111社中78社から回答があったとの報告がされた後、今回に限り、未提出会員会社に対し督促状を送付することが、了承された。

(2) 規約違反措置基準改正案について事務局より修正案が提出され、提案の通り了承された。同改正案は、11月26日の理事会へ提案される。また、規約遵守状況調査マニュアルの一部

改正案については、提案の通り、承認された。

(3) 各地区協議会調査委員等研修会を10月、11月中に実施することが決定した。

続いて、事務局から7月下旬に作成し、配布された(4)新リーフレットに対する反応等が報告された後、(5)平成27年度版「公取協のご案内」案の内、表紙のデザインが提案され、了承された。

また、事務局から厚生労働省医政局地域医療計画課医療関連サービス室が9月7日に各都道府県等の衛生検査所業務担当者(局)へ発出した事務連絡、最近のQ&Aについて夫々報告された。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 規約遵守状況調査中間報告 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

平成24年9月に実施した「規約遵守状況調査」の結果、医療機関への真空採血管の無償提供が依然として会員事業者によって広く行われているという状況が判明した。

こうした状況について、消費者庁表示対策課長から強く改善が求められたところであり、そのため当協議会では、これまで真空採血管の無償提供行為の改善に特化した調査に取り組んできた。

今回の調査は、改善指導期間終了を宣言した本年5月の当協議会通常総会後、はじめての調査であり、3年振りに実施する規約で禁止している景品類提供行為全般にわたる調査となるも

のである。

他社が行っている規約違反の疑いのある行為についての情報提供を求める「規約遵守状況調査」を再開したものである。

9月1日付けで全国の会員会社111社に調査表を送り、97社から回答を得た。寄せられた情報については、11月に開催の運営委員会に報告し了解を得たうえで、各地区協議会調査委員会に依頼して具体的な調査を実施することとなる。

そして各地区協議会からの調査結果報告を得て、来年2月に開催される運営委員会において最終的な措置が決定される。

地区	北海道	東北	関東 甲信越	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	合計
発送(社)	5	12	37	3	8	20	8	3	15	111
回答(社)	4	10	32	3	7	18	6	3	14	97

消費者庁等との意見交換会開く！

一般社団法人全国公正取引協議会連合会主催の消費者庁・公正取引委員会と会員との意見交換会が、9月16日、港区赤坂の同連合会会議室で開催された。同意見交換会には、別の日に開催された食品及び酒類の公正取引協議会を除く11団体18名が参加し、各業界の公正取引協議会が抱える課題や行政に対する要望等に関し、意見交換を行った。

意見交換会では、初めに、糸田省吾連合会会長代行が開会挨拶を述べ、続いて、消費者庁表示対策課の真淵博課長が来年5月までに施行される改正景品表示法の課徴金条項等について説明を行った後、公正取引委員会取引課の田辺治課長が最近の公正取引委員会の動向について報告した。この後、各公正取引協議会から事前に提出されていた要望、意見等に対し、消費者庁等の担当者から回答が行われた。特に、当協議会にも関係する意見として自動車公取協等から規約、規則、運用基準の変更手続に時間が掛かり過ぎるとの指摘があり、これに対し、消費者庁担当者からは、かなり改善されていると思うが、更に努力するとの説明があった。

全国公取協連絡会議

10月14日、一般社団法人全国公正取引協議会連合会主催の平成27年度全国公正取引協議会連絡会が、霞が関の東海大学校友会館において開催された。

この連絡会には、63公取協、消費者庁及び公正取引委員会の景品表示法担当課長及び担当官に加え、関東甲信越の1都9県の担当官が参加し、それぞれが最近の活動状況を報告し、その後活発な意見交換が行われた。

行政機関からは、景品表示法違反行為の処理状況を中心とした説明が行われるとともに、昨年施行の景品表示法改正法に新たに規定された「事業者のコンプライアンス体制の確立」により違反行為の未然防止を図るよう強い要請があった。公取協側からは、タイヤ公取協と鶏卵公取協が代表して活動状況を報告した。

この連絡会議は、今後、公取協の支部を対象として、地方ブロック（仙台、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）ごとに、ほぼ同様な内容で開催される。地区公取協も積極的に参加願いたい。

公正競争規約の改正

公正競争規約第2条の「医療機関等」の定義規定において、介護保険法第8条第25項の介護老人保健施設に関する規定を引用しているところ、同法の改正により、第8条第27項へ条文が繰り下がったこと等に伴い規約の改正を行った。

平成27年7月21日付けで公正取引委員会及び消費者庁の共同認定があり、この旨、8月5日付けの官報で告示され同日から施行された。

(赤字部が変更箇所)

変更後	変更前
<p>第2条（定義）</p> <p>3 この規約において「医療機関等」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設その他衛生検査を委託するものをいい、これらの役員、医療担当者その他従業員を含む。</p> <p>第10条（規則の制定）</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>3 この規約において「医療機関等」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設その他衛生検査を委託するものをいい、これらの役員、医療担当者その他従業員を含む。</p> <p>第10条（規則の制定）</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p>

Q & A

Q1. 取引先等の医療機関から使用期限切れの真空採血管の処分を衛生検査所の営業担当者等に依頼された場合、これを引き取って衛生検査所へ持ち帰っても問題ないか。

A1. 使用期限切れの真空採血管は（医療）廃棄物となるので、（特別管理）産業廃棄物処理業者（収集運搬業）でない衛生検査所の営業担当者等が引き取り持ち帰ることは、廃棄物処理法に抵触する恐れがある。

Q2. 使用期限がわずかに残っている古い真空採血管を使用期限の長い新しい真空採血管

と交換し、古い真空採血管の廃棄処分を衛生検査所が行った場合、公正競争規約違反になるか。

A2. 交換した古い真空採血管は衛生検査所において廃棄処分することになるので、医療機関が当然、支払わなくてはならない廃棄処分代金を衛生検査所が肩代わりすることになり、公正競争規約に違反する。

公正競争規約には「医療機関に対して景品類を提供してはならない」と規定されている。そして「景品類」については、物品、金銭、きょう応など、が含まれると規定されており、**この場合、金銭の提供に該当する。**

編集後記

骨太方針2015で、16年からの3年間で社会保障費の伸びを1兆5千億円に抑えることが閣議決定されている。この間、診療報酬の改定が少なくとも2回あり、社会保障費の中でも特に医療費の引き下げは厳しいものと予想される。診療報酬の改定は、間接的とはいえ検体検査を業とする衛生検査所にも多大な影響を与える。厳しい経営環境下にあっても検査精度の保障と公正な競争の確保は担保されなくてはならない。

来年に向け、業界の未来に向け、公正競争規約の遵守活動に拍車をかけて参りたい。（直）